



三重県公報

令和元年10月1日(火)

第 43 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
354	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
355	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
356	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
357	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定	(同)	3
358	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
359	同件	(同)	3
360	同件	(同)	4
361	同件	(同)	4
362	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	(出 納 局)	4
人事委員会告示			
1	選考職種の指定及び採用資格要件の一部を改正する告示	(人 事 委 員 会)	5
公 告			
	都市計画の案の縦覧	(都 市 政 策 課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(同)	6
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	6
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	8

告 示

三重県告示第 354 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2452100064	株式会社 S I GNPOST	愛知県岡崎市下 青野町字奥屋敷 39 番地	サインポスト東員	員弁郡東員町大字 八幡新田字彦六裏 463 番地 1	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年 9 月 1 日
2450700402	特定非営利活 動法人 T E A M創心	松阪市嬉野中川 新町 4 丁目 262 番地 6	多機能型事業所ゆ いしん	松阪市嬉野宮古町 1397 番地 2	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年 9 月 1 日
2450700394	株式会社 T U R N I N G P O I N T	津市栗真中山町 101-1	H A R V E S T B A S E W O R K S	松阪市下村町 568- 1	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年 9 月 1 日
2450800301	村井楽器株式 会社	伊勢市曾祢一丁 目 10 番 23 号	音楽特化型児童発 達支援放課後等デ イサービスミュー ズボコ伊勢	伊勢市曾祢一丁目 10 番 23 号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和元年 9 月 1 日
2450100298	株式会社 W i s h	桑名市大字和泉 515 番地 1	放課後等デイサー ビスねくすと k u w a n a	桑名市大字小泉 952-5	放課後等デイ サービス	令和元年 9 月 1 日

三重県告示第 355 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指 定 年 月 日
2411200682	株式会社ニチ イ学館	東京都千代田区 神田駿河台 2 丁 目 9	ニチイケアセンタ ー上野	伊賀市比土 3213-1 ディッチポンドマ ンション 103	居宅介護 重度訪問介護	令和元年 9 月 1 日
2410201913	特定非営利活 動法人すてっ ぷ	鈴鹿市岸岡町 2839 番地の 3	アップ	四日市市芝田 2 丁 目 115 番地 1	生活介護	令和元年 9 月 1 日
2410701854	特定非営利活 動法人 T E A M創心	松阪市嬉野中川 新町 4 丁目 262 番地 6	多機能型事業所ゆ いしん	松阪市嬉野宮古町 1397 番地 2	生活介護	令和元年 9 月 1 日
2412830388	特定非営利活 動法人かもめ	度会郡南伊勢町 村山 1131 番地 2	グループホームい っぱ	度会郡南伊勢町道 方字宮前 419 番地	短期入所	令和元年 9 月 1 日
2410502773	株式会社はる かぜファーム	津市下弁財町津 興 3244-1	自立生活援助 追 い風	津市下弁財町津興 3244-1	自立生活援助	令和元年 9 月 1 日
2420502763	株式会社はる かぜファーム	津市下弁財町津 興 3244-1	グループホームし まかぜ	津市下弁財町津興 3244-1	共同生活援助	令和元年 9 月 1 日

三重県告示第 356 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410100537	特定非営利活動法人 桑名失語症渡しの会	桑名市多度町古野字出口 2011 番地	特定非営利活動法人 桑名失語症渡しの会	桑名市多度町古野字出口 2011 番地	就労継続支援 B 型	令和元年 7 月 31 日
2411400118	特定非営利活動法人 ひばり	いなべ市員弁町下笠田 1356	ライフサポート ハナミズキ	いなべ市大安町丹生川中 2109-1	居宅介護 同行援護	令和元年 8 月 31 日
2410800532	株式会社大地開発	伊勢市小木町 565-1	ホームヘルパー 大地の杖	伊勢市小木町 565-1	居宅介護	令和元年 9 月 30 日

三重県告示第 357 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定しました。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2430502753	株式会社はるかぜファーム	津市下弁財町津興 3244-1	相談支援事業所はるかぜさん	津市下弁財町津興 3244-1	地域移行支援 地域定着支援	令和元年 9 月 1 日

三重県告示第 358 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
津駅ビル チャム
津市羽所町官有地
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 359 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイクエア ザ・ビッグ津藤方店、トイザラス津店
津市大字藤方字中興 985 番 1 ほか 23 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年10月1日から同年11月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 360 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和元年10月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊勢ショッピングセンター
伊勢市楠部町乙160-2
- 2 伊勢市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年10月1日から同年11月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 361 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和元年10月1日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン伊賀上野店
伊賀市上野茅町2519番地
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年10月1日から同年11月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 362 号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和元年10月1日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	

株式会社第三銀行	千里支店	千里ヶ丘支店	令和元年 9 月 24 日
	白子支店	白子本町支店	
	大矢知支店	大矢知東支店	

人事委告示

三重県人事委員会告示第 1 号

選考職種の指定及び採用資格要件（昭和 41 年三重県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和元年 10 月 1 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>1 規則第 14 条第 5 号の規定により、選考で採用させることができる職及びその職への採用資格要件は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">採用資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童自立支援専門員 児童生活支援員</td> <td>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。</td> </tr> <tr> <td>児童福祉司</td> <td>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項に基づく任用資格を有する者であること。</td> </tr> <tr> <td>心理判定員</td> <td>次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、心理学を専門に修める学科若しくはこれに相当する課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者</td> </tr> <tr> <td>セラピスト</td> <td>次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学において、心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>児童福祉法に基づく資格を有する者であること。</td> </tr> </tbody> </table>	職	採用資格要件	児童自立支援専門員 児童生活支援員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。	児童福祉司	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項に基づく任用資格を有する者であること。	心理判定員	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、心理学を専門に修める学科若しくはこれに相当する課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者	セラピスト	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学において、心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者	保育士	児童福祉法に基づく資格を有する者であること。	<p>1 規則第 14 条第 5 号の規定により、選考で採用させることができる職及びその職への採用資格要件は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">採用資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童自立支援専門員 児童生活支援員</td> <td>児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。</td> </tr> <tr> <td>セラピスト</td> <td>次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく資格を有する者であること。</td> </tr> </tbody> </table>	職	採用資格要件	児童自立支援専門員 児童生活支援員	児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。	セラピスト	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者	保育士	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく資格を有する者であること。
職	採用資格要件																				
児童自立支援専門員 児童生活支援員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。																				
児童福祉司	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項に基づく任用資格を有する者であること。																				
心理判定員	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、心理学を専門に修める学科若しくはこれに相当する課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者																				
セラピスト	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学において、心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者																				
保育士	児童福祉法に基づく資格を有する者であること。																				
職	採用資格要件																				
児童自立支援専門員 児童生活支援員	児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく資格を有する者であること。																				
セラピスト	次の各号のいずれかに該当する者であること。 (1) 医師であつて精神衛生に関して学識経験を有する者 (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において心理学を専門に修める課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者																				
保育士	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく資格を有する者であること。																				

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県に意見書を提出することができます。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 亀山都市計画道路
 3・4・1 号国道 1 号線
 3・5・5 号北山芸濃線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課及び亀山市産業建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
 令和元年 10 月 1 日から同月 15 日まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 桑名都市計画地区計画
 多度力尾東部地区地区計画
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和元年 9 月 19 日	三橋 堅也	志摩市阿児町鶴 方 2999-1	志摩市阿児町鶴方字金谷 2975- 81 の一部ほか 2 筆	A	4.0	35.0

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和元年 10 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

令和元年10月1日（火）から同月31日（木）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和元年12月4日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）	
北勢 ブロック	桑名	川成（一般）	1	
	四日市	高見ヒルズ（一般）	2（1）	
		あこず（一般・単身可）	2（1）	
		笹川（子育向）	1	
		笹川（高齢者）	1	
		笹川（高齢者・単身可）	2	
		笹川（一般・単身可）	2（1）	
		笹川（一般）	1	
		笹川第二（子育向）	1	
		笹川第二（一般）	1	
		河原田（子育向）	1	
		河原田（一般・単身可）	1	
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	1	
		高岡山杜の郷（一般）	2（1）	
		桜島（高齢者・単身可）	2	
		桜島（一般・単身可）	2（1）	
		桜島（一般）	1	
	亀山	鹿島（一般・単身可）	1	
	中勢伊賀 ブロック	津	千里（一般・単身可）	1
			サンシャイン千里（一般）	1
白塚（高齢者・単身可）			2	
一身田（身障者）			1	
一身田（一般・単身可）			1	
一身田（一般）			2（1）	
結城（高齢者・単身可）			1	
船頭町（一般）			1	
伊賀		カーサ上野（身障者）	1	
名張		蔵持（一般）	1	
		五反田（一般）	1	
		粥田（高齢者・単身可）	1	

南勢 ブロック	松阪	粥田（一般・単身可）	2（1）
		和屋（身障者）	1
		上川第二（一般）	1
		エスペラント末広（一般）	1
東紀州 ブロック	伊勢	旭（一般）	1
		五十鈴川（身障者）	1
	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	久生屋（高齢者）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
 - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重

県規則第 84 号) 第 5 条の規定により公告します。

令和元年 10 月 1 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

県立学校図書館資料共有ネットワークシステム再構築(更新)及び保守点検業務委託

(2) 業務委託の特質等

業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間(納入期限)

システム再構築(更新)業務委託

契約日から令和 2 年 3 月 31 日(火) 16 時まで

保守点検業務委託

契約日から令和 7 年 3 月 31 日(月) まで

(4) 納入場所

三重県津市広明町 13 番地

三重県庁内 7 階サーバ室(オンプレミス方式の場合)

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 10 月 25 日(金) 15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8507 三重県津市広明町 13 番地
 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班（担当：宇陀）
 電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
 三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
 電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和元年 10 月 25 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年 10 月 30 日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 11 月 11 日（月）10 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年 11 月 11 日（月）10 時

なお、入札書は令和元年 10 月 31 日（木）から同年 11 月 11 日（月）10 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課（担当：宇陀）

案件名 県立学校図書館資料共有ネットワークシステム再構築（更新）及び保守点検業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年 11 月 11 日（月）11 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

各年度の支払額の上限の目安

令和元年度 システム再構築（更新）業務委託 契約額の 90.40%

令和2年度 保守点検業務委託 契約額の 1.92%

令和3年度 保守点検業務委託 契約額の 1.92%

令和4年度 保守点検業務委託 契約額の 1.92%

令和5年度 保守点検業務委託 契約額の 1.92%

令和6年度 保守点検業務委託 契約額の 1.92%

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Outsourcing for reconstruction(renewal), maintenance and inspection of network system for sharing library materials in Mie Prefecture's high school and special education school.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, November 11, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, October 31, 2019 and 10:00 A.M. on Monday, November 11, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Monday, November 11, 2019.

(4) Managing Authority :

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3002

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
